

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年8月13日
【四半期会計期間】	第66期第1四半期(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)
【会社名】	日本空港ビルデング株式会社
【英訳名】	Japan Airport Terminal Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鷹城 勲
【本店の所在の場所】	東京都大田区羽田空港三丁目3番2号 第1旅客ターミナルビル
【電話番号】	03(5757)8020
【事務連絡者氏名】	専務取締役 石黒 正吉
【最寄りの連絡場所】	東京都大田区羽田空港三丁目3番2号 第1旅客ターミナルビル
【電話番号】	03(5757)8020
【事務連絡者氏名】	専務取締役 石黒 正吉
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第65期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第66期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第65期
会計期間	自平成20年 4月1日 至平成20年 6月30日	自平成21年 4月1日 至平成21年 6月30日	自平成20年 4月1日 至平成21年 3月31日
売上高(百万円)	33,376	28,276	132,307
経常利益(百万円)	2,025	294	6,764
四半期(当期)純利益(百万円)	1,134	114	3,981
純資産額(百万円)	121,804	120,498	122,557
総資産額(百万円)	187,092	180,073	186,364
1株当たり純資産額(円)	1,182.15	1,180.38	1,197.40
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	11.30	1.14	39.64
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	63.47	65.85	64.54
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	2,586	851	17,164
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	3,033	80	17,208
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	1,494	1,100	352
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高(百万円)	14,146	15,525	15,693
従業員数(人)	1,791	1,925	1,739

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

## 2【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成21年6月30日現在

従業員数（人）	1,925 (1,647)
---------	---------------

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は（ ）内に当第1四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。

### (2) 提出会社の状況

平成21年6月30日現在

従業員数（人）	255 (66)
---------	----------

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は（ ）内に当第1四半期会計期間の平均人員を外数で記載しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【生産、受注及び販売の状況】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、東京国際空港（羽田）において旅客ターミナルビルの管理運営及び利用者に対するサービスの提供を主たる事業とする施設管理運営業をはじめ、物品販売業及び飲食業を営んでおります。また、成田国際空港、関西国際空港及び中部国際空港において物品販売業等を営んでおります。

当社グループの事業は上述のとおり業種、業態により、生産実績等について、事業の種類別セグメントごとの生産規模及び受注規模を記載することは困難であります。

このため、生産、受注及び販売の状況については、「4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」における各事業のセグメント業績に関連付けて記載しております。

なお、当第1四半期連結会計期間の営業収益実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	前第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	前年同期比(%)
施設管理運営業(百万円)	9,118	9,488	96.1
家賃収入(百万円)	3,531	3,567	99.0
施設利用料収入(百万円)	3,703	3,893	95.1
その他の収入(百万円)	1,883	2,027	92.9
物品販売業(百万円)	15,916	20,112	79.1
国内線売店売上(百万円)	7,338	8,022	91.5
国際線売店売上(百万円)	3,705	5,134	72.2
その他の売上(百万円)	4,871	6,954	70.1
飲食業(百万円)	3,241	3,776	85.8
飲食店舗売上(百万円)	2,129	2,352	90.5
機内食売上(百万円)	960	1,221	78.7
その他の売上(百万円)	151	202	74.8
合計(百万円)	28,276	33,376	84.7

(注) 1. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2. セグメント間の取引については相殺消去しております。

3. 施設管理運営業の家賃収入における貸付状況は、次のとおりであります。

区 分	当第1四半期連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)		前第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
		比率(%)		比率(%)
所有総面積(m <sup>2</sup> )	563,786		562,754	
貸付可能面積(m <sup>2</sup> )	220,713	100.0	220,150	100.0
貸付面積(m <sup>2</sup> )	210,495	95.4	210,690	95.7
航空会社(m <sup>2</sup> )	127,854	57.9	128,645	58.4
一般テナント(m <sup>2</sup> )	49,840	22.6	50,203	22.8
当社グループ使用(m <sup>2</sup> )	32,800	14.9	31,841	14.5

## 2【事業等のリスク】

特記事項はありません。

## 3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

## 4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

### （1）業績の状況

当第1四半期連結会計期間におけるわが国経済は、昨年秋以降急速に悪化した景気に、在庫調整の進展や対外経済環境の改善等を要因として一部持ち直しの動きがみられるものの、企業収益は大幅に減少し、個人消費も弱い動きで推移するなど依然として厳しい状況が続く、先行き不透明感が払拭されない状況が続いております。

航空業界においては、国内線航空旅客数は、前年度後半から景気悪化の影響を受けながらも、前年度末までは国際線航空旅客数に比べ小幅な減少で推移しておりましたものの、今年度に入り、新型インフルエンザの感染拡大等による影響も加わり、対前年同期比で二桁の大幅な減少となりました。国際線航空旅客数においても、燃油サーチャージの大幅な値下げ等により、一時は減少傾向に弱まりの動きが見られたものの、5月以降は再び大幅に減少いたしました。

このような状況の下、当社グループは、引き続き旅客ターミナルビルにおける安全対策強化に全力を傾注するとともに、顧客第一主義の徹底を図り、全社を挙げて一層のサービス向上に努めてまいりました。また、旅客ターミナルビル運営の効率化に取り組み、業務の活性化と経営の合理化を図り、社業発展と経営基盤の強化に努めてまいりました。

当社は企業価値の向上を目的として、事業戦略、財務戦略、組織戦略の3戦略を推進しております。かねてより資本負債比率の見直しについて検討しておりましたが、今般、財務戦略の一環として資本効率の改善及びROEの向上を目的とした公開買付けによる自己株式の取得を決定いたしました。

一方、業績面では、当初の想定より航空旅客数の減少幅が拡大したことや、消費者マインドの低迷、円高基調の継続等の影響を受けて、極めて厳しい状況で推移し、当社グループの収益は大きな影響を受けました。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間の業績につきましては、営業収益は282億7千6百万円（前年同期比15.3%減）、営業利益は、来年10月に供用開始を迎える新国際線旅客ターミナルビルでの新たな事業展開に向けた費用増等もあり、2億9千2百万円（前年同期比83.9%減）、経常利益は2億9千4百万円（前年同期比85.5%減）、四半期純利益は1億1千4百万円（前年同期比89.9%減）となりました。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。

#### （施設管理運営業）

家賃収入は、東京国際空港(羽田)国内線旅客ターミナルビルにおいては、航空会社用事務室賃貸スペースの減少等により、前年を下回りました。

施設利用料収入は、東京国際空港(羽田)国内線及び国際線航空旅客数の減少等により、前年を下回りました。

その他の収入は、有料待合室「エアポートラウンジ」の利用件数及び駐車場の利用台数の減少等により、前年を下回りました。

その結果、施設管理運営業の営業収益は96億3千2百万円（前年同期比3.6%減）、営業利益は、東京国際空港(羽田)における旅客ターミナルビル改修工事による修繕費の増加等により3億7千1百万円（前年同期比44.4%減）となりました。

#### （物品販売業）

国内線売店につきましては、厳選されたスイーツのセレクトショップ「羽田スタースイーツ」における新規ブランドの導入など、営業基盤の拡充と収益力の向上に努めましたが、航空旅客数の減少を受け、売上は前年を下回りました。

国際線売店につきましては、国際線航空旅客数が大幅に減少したことや為替変動による購買力の低下等により、売上は前年を大きく下回りました。

その他の売上につきましては、本年6月に開港した富士山静岡空港への卸売を開始するなど、営業基盤の拡大に努めましたが、成田国際空港、関西国際空港及び中部国際空港における卸売が航空旅客数の大幅な減少等の影響を受け、前年を大きく下回りました。

その結果、物品販売業の営業収益は160億8千3百万円（前年同期比20.7%減）、営業利益は10億8千1百万円（前年同期比46.8%減）となりました。

#### （飲食業）

飲食店舗につきましては、東京国際空港（羽田）国内線旅客ターミナルビルにおける新規フランチャイズ店舗の展開等売上増進に努めましたが、航空旅客数の減少等により、売上は前年を下回りました。

機内食につきましては、国際線航空旅客数の減少等の厳しい事業環境を背景として、顧客航空会社が進めるコスト削減及び機材の小型化や就航便数の減少による機内食提供数の減少等の影響を受け、売上は前年を大きく下回りました。

その結果、飲食業の営業収益は37億3千7百万円（前年同期比12.3%減）、営業利益は、各種コスト削減に努めたものの、設備投資による減価償却費の増加等により、2億7百万円の営業損失となりました。

### （2）キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）は、前第1四半期連結会計期間末に比べ13億7千8百万円増加（前年同期比9.7%増）し、155億2千5百万円となりました。

当第1四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

#### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は、前第1四半期連結会計期間に比べ17億3千4百万円減少（前年同期比67.1%減）し、8億5千1百万円となりました。

これは主に、売上債権の減少による増加があったものの、税金等調整前四半期純利益が減少したこと等によるものであります。

#### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果得られた資金は、8千万円となりました。（前第1四半期連結会計期間は30億3千3百万円を使用。）

これは主に、長期貸付による支出が減少したことや有価証券の取得による支出がなくなったこと等によるものであります。

#### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は、前第1四半期連結会計期間に比べ3億9千3百万円減少（前年同期比26.3%減）し、11億円となりました。

これは主に、長期借入金の返済による支出の減少や、配当金の支払額の減少によるものであります。

### （3）事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、平成22年の供用開始に向けて前年度着工した東京国際空港（羽田）第2旅客ターミナルビル増築工事及びP4平面駐車場立体化工事は、順調に進捗しております。また、「東京国際空港再拡張事業」による発着枠の拡大に備え、第1旅客ターミナルビルにおきましてもさらなる利便性、快適性及び機能性の向上に努めてまいります。

当社は、財務戦略の一環として、資本効率の改善及びROEの向上を目的とした自己株式の取得を、公開買付けの方法により平成21年6月30日から平成21年7月28日まで実施し、その結果、20,063,500株を取得いたしております。当社は、財務の健全性及び安定性を考慮しつつ、資産、資本効率の向上及び株主還元のための諸施策実施について、今後とも継続して検討してまいります。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

当社は、平成19年5月16日開催の取締役会において、会社法施行規則第127条に定める「会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下「会社支配に関する基本方針」といいます。）を決定するとともに、当社株式に対する大規模買付行為への対応方針（以下「本対応方針」といいます。）を決定・導入し、平成19年6月28日開催の当社第63回定時株主総会において、株主の皆様のご承認を得ておりましたが、平成20年5月14日開催の取締役会において、会社支配に関する基本方針を一部改定するとともに、本対応方針を一部改定のうえ継続することを決定し（以下、本対応方針とは、特段の言及がない限り、改定後のものを指すものといたします。）、平成20年6月26日開催の当社第64回定時株主総会（以下「本定時総会」といいます。）において株主の皆様のご承認を得ております。

#### 会社支配に関する基本方針

当社は、当社株式の大規模買付行為が行われる場合に、これを受け入れるか否かの最終的な判断はその時点における株主の皆様にご委ねられるべきものであると考えます。

当社は東京国際空港（羽田）において、航空系事業として、国内線及び現国際線旅客ターミナルビルの建設、管理運営を行うとともに、平成22年10月に供用開始予定の国際線旅客ターミナルビルの運営会社である東京国際空港ターミナル株式会社の筆頭株主として、同社が進める新国際線旅客ターミナルビル建設等の業務を適切に支援しております。一方、非航空系事業として、東京国際空港（羽田）の国内線及び現国際線旅客ターミナルビル、成田国際空港、関西国際空港並びに中部国際空港において物品販売業等を営み、その収益を基盤として航空界の急速な発展に即応した旅客ターミナルビルの拡充整備に努め、事業規模の拡大を図って参りました。そのため、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、旅客ターミナル事業の有する高度の安全性と公共性についての適切な認識に加え、幅広いノウハウと豊富な経験並びに国内外の顧客、従業員及び取引先等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への理解が不可欠であると考えます。

当社は、当社の事業活動や事業方針等を株主及び投資家の皆様にご理解頂くようIR活動に努めておりますものの、大規模買付行為を行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）が突然現れた場合に、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に与える影響について株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、大規模買付者及び当社取締役会の双方から、大規模買付行為が当社に与える影響や、大規模買付者が計画する当社の経営に参画した場合の経営方針、事業計画の内容等の情報が適切かつ十分に提供されることが不可欠と考えます。さらに、当該大規模買付行為に関する当社取締役会による検討結果等の提示は、株主の皆様ご判断に資するものであると考えます。

以上を考慮した結果、当社としましては、大規模買付行為が行われる場合には、大規模買付者において、株主の皆様ご判断のために、当社が設定して事前に開示する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）に従って、大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供して頂く必要があると考えております。また、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損することとなる悪質な当社株式の大規模買付行為を防止するため、大規模買付者に対して相応の質問や大規模買付者の提案内容等の改善を要求し、あるいは株主の皆様ごメリットのある相当な代替案が提示される機会を確保し、さらには当該大規模買付ルールを遵守しない大規模買付行為に対しては企業価値ひいては株主共同の利益の維持・向上の観点から相当な措置がとられる必要があると考えております。

#### 会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みとして、下記 で記載するもののほか、以下の取組みを行い、企業価値ひいては株主共同の利益の維持・向上に努めております。

当社は、旅客ターミナルビルにおける絶対安全の確立のため、さらなる安全対策強化に全力を傾注するとともに、東京国際空港（羽田）第1旅客ターミナルビル及び第2旅客ターミナルビル等の一体的運営による一層の効率化を図り、運営諸費用の増加等への対策に努めております。併せてお客様本位の旅客ターミナルビルの運営を目指し、当社グループCS理念「訪れる人に安らぎを、去り行く人にしあわせを」の下、顧客第一主義を徹底するほか、積極的な人材育成を図り、全社を挙げて一層のサービス向上、さらなる収益の向上に努めることとし、平成19年5月に策定した平成21年度を最終年度とする中期経営計画に基づく各諸施策に積極的に取り組んでおります。

当社グループの営業の基幹となる東京国際空港(羽田)におきましては、首都圏における将来の航空需要の増大に対応するため、新たに4本目の滑走路等を整備する「東京国際空港再拡張事業」並びにその新滑走路の供用開始に合わせてPFI手法により国際線ターミナル及びエプロン等を整備する「東京国際空港国際線地区整備等事業」が進められており、一昨年3月には新滑走路建設工事及び「東京国際空港国際線地区整備等事業」のうちエプロン等整備事業の本工事が着工されました。また、当社及び航空会社等が出資設立し、当社が業務支援に注力しております「東京国際空港ターミナル株式会社」につきましては、国際線旅客ターミナルビル等の平成22年10月供用開始に向けて、昨年5月に旅客ターミナルビル等整備工事を着工したところであります。

さらに一昨年5月「アジア・ゲートウェイ戦略会議」において、東京国際空港(羽田)につき「更なる国際化を推進すること」とされるなど当社グループを取り巻く環境が大きく変化しております。

このように事業環境が大きく変化する中、当社グループは国内航空輸送網の拠点である東京国際空港(羽田)における国内線及び国際線旅客ターミナルビルを管理・運営する企業として、絶対安全の確立及び同空港利用者利便の向上に努めることにより、確実に社会的責任を果たしてまいります。

東京国際空港(羽田)再拡張後には、現在計画を推進しております第2旅客ターミナルビル増築工事等の施設整備に伴う投資負担がピークを迎えるなど厳しい経営が想定されます。

このような状況の下で、当社グループは、グループ全体の継続的な企業価値の向上を図るため、戦略的かつ適切な投資の実行及び投資管理によるさらなる旅客ターミナルビルの利便性・快適性及び機能性の向上や顧客ニーズの高度化・多様化に的確に対応してまいります。また、新国際線旅客ターミナルビルにおける事業展開、新たな空港商業空間の開発や新規事業機会の研究等に着手することにより、収益性及び利便性のさらなる向上に努めてまいります。

当社はコーポレート・ガバナンスが経営上重要な問題であるとの基本的認識に立ち、経営の透明性の確保を図るため、創業以来、社外取締役及び社外監査役を選任しております。平成16年からは、コーポレート・ガバナンスを更に強化するため、従来の社外監査役2名に加え、新たに社外監査役1名を選任し、経営に関する監督・助言機能を強化することによりコーポレート・ガバナンスの充実に努めておりますが、今後も最適なコーポレート・ガバナンスのあり方を検討してまいります。

会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、上記で述べた会社支配に関する基本方針に照らし、大規模買付行為が行われる場合に関して以下のとおり大規模買付ルールを定めることとし、かつ、大規模買付者が当該ルールを遵守しなかった場合における対抗措置の発動に係る手続について定めることとします。

これをもって、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みといたします。

- 1) 当社は、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、本対応方針として、当社の株券等について大規模買付行為(下記(注))が行われる場合に関する大規模買付ルール(下記3)参照)を定めることとし、かつ大規模買付行為を行おうとする者が当該ルールを遵守しなかった場合における対抗措置(特定株主グループ(下記(注))の行使に制約が付された新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の無償割当その他の手段による対抗措置をいいます。)に関する手続等を定めるものとします。取締役会は、本新株予約権の無償割当その他の対抗措置に関する事項、本対応方針の手続の詳細その他本対応方針の円滑な実行のために必要な事項や措置を定めることができるものとします。

(注)「大規模買付行為」とは、次のア)又はイ)のいずれかに該当する行為をいいます。但し、予め当社取締役会が承認する行為については除かれるものとします。

- ア) 株券等保有割合(金融商品取引法第27条の23第4項、以下同じ。)が20%以上となる当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項)の買付行為その他これに準ずる行為として当社取締役会が定めるもの
- イ) 金融商品取引法第27条の2第1項本文に規定される「買付け等」(株券等(金融商品取引法第27条の2第1項)の買付けその他の有償の譲受け及びこれに類するものとして金融商品取引法施行令6条3項に定める行為をいう。)の後の株券等所有割合(金融商品取引法第27条の2第8項、但し、公開買付者(金融商品取引法第27条の3第2項)の特別関係者(金融商品取引法第27条の2第7項)の株券等所有割合との合計とします。)が20%以上となる当社の株券等(金融商品取引法第27条の2第1項)の公開買付けの開始行為

「特定株主グループ」とは、(a)大規模買付行為を行った者で大規模買付行為を行った時点(上記 ア)イ)のいずれか早い時点とします。)までに不発動決議を得なかった者(但し、下記(i)(ii)の者は除きます。)並びに(b)上記ア)に定める大規模買付行為を行った者(a)に定める者に限ります。)の共同保有者(金融商品取引法第27条の23第5項、第6項)、(c)上記イ)に定める大規模買付行為を行った者(a)に定める者に限ります。)の特別関係者及び(d)これらに準ずる者として当社取締役会が定める者とします。

- ( ) 当社、当社の子会社、従業員持株会及びこれらに準ずる者として当社取締役会が定める者
- ( ) 当社の行った自己株式の消却その他当社取締役会が定める行為のみに起因して株券等保有割合が20%以上となった者(その者の株券等保有割合が当該行為以外の態様によってその後1%以上増加することとなった場合を除きます。)

2) 取締役会は、その決議により、独立委員会を設置するものとします。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役、及び社外有識者のいずれかに該当する者の中から選任されるものとします。

独立委員会は、下記3)に定める不発動勧告決議、下記3)に定める株主意思確認総会の招集に関する勧告、その他本対応方針に関する事項で当社取締役会から諮問を受けた事項に係る審議・決定を行うことができるものとします。

独立委員会の決議は、原則として、独立委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとし、やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うことができるものとします(但し、不発動勧告決議は独立委員会全員の一致によるものとします。)

3) 大規模買付ルールとして、大規模買付者は、下記に定める手続きに従い情報提出等を行うものとし、かつ、情報提出手続等を経て、当社取締役会が下記に定めるところに従い不発動決議を行うまで、大規模買付行為を行わないこととします。

「不発動決議」とは、大規模買付行為が開始された場合に当該大規模買付行為に対して対抗措置を発動しない旨の取締役会決議をいいます。

大規模買付者は、当社所定の書式による大規模買付意向表明書を当社に対して提出するものとします。当社は、大規模買付意向表明書の受領日から合理的期間内に、大規模買付者に対しご提出頂く情報の項目を記載したリスト(以下「情報リスト」といいます。)を交付いたします。

大規模買付者は、当社より交付を受けた情報リストに基づき、大規模買付行為に関する情報(大規模買付者に関する事項、大規模買付行為の目的のほか、株主の皆様のご判断及び独立委員会の検討のために必要かつ十分な情報が記載されるものとします。)を事前に書面により当社に提出するものとします。

取締役会は、提出された大規模買付行為に関する情報が不十分であると判断した場合には、大規模買付者に対し、必要により回答期限を定めた上、追加的に大規模買付行為に関する情報を提出するよう求めることができます。この場合、大規模買付者においては、当該期限までに、かかる情報を追加的に提出するものとします。

当社取締役会は、当該大規模買付行為に関する情報の提出が完了したと認められる場合等、大規模買付者の情報リストに基づく情報の提出状況その他具体的状況を踏まえ、独立委員会による検討を開始するのが適当と合理的に判断される場合には、独立委員会による検討を開始する旨を大規模買付者に通知しその旨を開示するとともに、大規模買付行為に関する情報を独立委員会に提出し、独立委員会による検討の開始を依頼することとします。

独立委員会は、独立委員会による検討を開始する旨を大規模買付者に通知してから原則として60営業日(初日不算入)(但し、円貨の金銭のみを買付対価とする当社株券等のすべての買収を目的とする大規模買付行為以外に関しては90営業日(初日不算入))が経過するまで(以下「独立委員会検討期間」といいます。)に、大規模買付行為の内容の検討、大規模買付者に関する情報収集、及び取締役会等の提供する代替案の検討等を行うものとします。

独立委員会は、その裁量において、直接又は取締役会に委任した上で、当該大規模買付者等と当該大規模買付行為の内容について協議・交渉等を行うことができることとします。

大規模買付者は、独立委員会が、直接又は当社取締役会に委任した上で、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

独立委員会は、合理的必要性があると認めた場合には、大規模買付行為の内容に関する情報収集や検討等に必要とされる合理的な範囲内で、30営業日(初日不算入)を上限として独立委員会検討期間を延長することができることとします。

独立委員会は、当該大規模買付行為に関する情報の検討等の結果、全員一致の決議により、当該大規模買付行為が当社企業価値を毀損し会社の利益ひいては株主共同の利益を害するおそれがないものと認める場合には、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、取締役会に対して、不発動決議を行うべき旨を勧告（以下「不発動勧告決議」といいます。）することとします。

「大規模買付行為が当社企業価値を毀損し会社の利益ひいては株主共同の利益を害するおそれがないものと認める場合」とは、当該大規模買付行為が次の ないし のいずれの場合にも該当するおそれがないことその他企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うことが、合理的根拠をもって示された場合とします。

真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価を釣り上げて高値で当社株券等を会社関係者に引き取らせる目的で当社株券等の取得を行っている若しくは行おうとしている場合（いわゆるグリーンメイラー）又は当社株券等の取得目的が主として短期の利鞘の稼得にある場合

大規模買付行為の目的が、主として当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社の資産を大規模買付者又はそのグループ会社等に移転させることにある場合

大規模買付行為の実行後に、当社又は当社グループ会社の資産の全部又は重要な一部を大規模買付者又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で、大規模買付行為を行おうとする場合

大規模買付行為の目的が、主として、会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の不動産、（工場その他の）設備、知的財産権又は有価証券等の高額資産等を売却等によって処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか又はかかる一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株券等の高値売り抜けをする点にある場合

大規模買付者の提案する当社株券等の取得条件（買付対価の種類、金額及びその算定根拠、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性等を含むがこれに限らない。）が、当社の企業価値に照らして不十分又は不適切なものである場合

大規模買付者の提案する買収の方法が、二段階買収や部分的公開買付けなどに代表される、株主の判断の機会又は自由を制約する構造上強圧的な方法による買収である場合

大規模買付行為が実行された場合に、当社株主、従業員、取引先、顧客、地域社会その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値の毀損が予想されたり、当社の企業価値の維持又は向上を妨げる場合

大規模買付行為が実行された場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値の比較において、当該大規模買付行為が実行されない場合の当社の企業価値と比べ、劣後する場合

大規模買付者の経営陣又は主要株主に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の主要株主として不適切である場合

独立委員会は、独立委員会検討期間内に不発動勧告決議を行うに至らなかった場合には、当該大規模買付行為に対する対抗措置に係る株主の皆様の意思を確認するための株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を開催する旨を勧告することとし、かかる勧告を受けて当社取締役会は、株主意思確認総会の招集を速やかに決定するものとします。

なお、株主意思確認総会を開催するために、取締役会は、当該株主総会において議決権を行使できる株主を確定するための基準日（以下「議決権基準日」といいます。）を定め、当該基準日の2週間前までに公告を行うものとします。当該株主意思確認総会において議決権を行使することのできる株主は、議決権基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主とします。

上記議決権基準日の設定に関わらず、独立委員会検討期間経過時点で、当社定時株主総会その他の株主総会において議決権を行使することのできる株主の確定に関する基準日が既に定められている場合であって、当該株主総会において当該大規模買付行為に対する対抗措置に係る株主の皆様の意思の確認を求めることが合理的に可能かつ適切であると取締役会が判断した場合には、当該株主総会を株主意思確認総会として取り扱うことのできるものとします。

株主意思確認総会の決議は、出席株主の議決権の過半数によって決するものとします。

取締役会は、独立委員会が当該大規模買付行為について不発動決議を行うべき旨勧告した場合、独立委員会の当該勧告を最大限尊重し、不発動決議を行うことについて取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情が存しない限り、不発動決議を速やかに行うものとします。

取締役会は、上記 3) に定める株主意思確認総会において対抗措置を発動すべきでない旨の株主意思が示された場合、不発動決議を速やかに行うものとします。

取締役会が不発動決議を行うまで、大規模買付者は、大規模買付行為を行ってはならないものとします。大規模買付ルールに従わない大規模買付行為が行われ対抗措置の発動が相当である場合、取締役会は企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上することを目的として、本新株予約権の無償割当てその他の手段をとることとします。

但し、本新株予約権の無償割当ての基準日前の日で取締役会が定める日までに大規模買付行為を行った者の株券等保有割合が20%を下回ったことが明らかになった場合（これに準ずる特段の事情が生じた取締役会が認めた場合を含みます。）には、取締役会は当該無償割当てを中止し、その効力を生じさせないことができることとします。

4) 平成20年6月26日に開催された第64回定時株主総会における承認は、平成23年6月30日までに開催される当社第67回定時株主総会の終結の時までを有効期間とします（但し、その時点で大規模買付意向表明書が提出されている場合には当該大規模買付意向表明書に係る大規模買付行為に対する措置としてその効力が存続します）。

取締役会は、当社第64回定時株主総会における承認の有効期間中、関連する法制度の動向その他当社を取り巻く様々な状況を勘案して、当社第64回定時株主総会における承認の趣旨の範囲内で、本対応方針の細目その他必要な事項の決定や修正等を行うことができることとします。

当社第64回定時株主総会における承認の効力は当該有効期間内に行われる本新株予約権の無償割当て等に関する各取締役会決議に及びます。

具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社の中期経営計画は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、また、当社におけるコーポレート・ガバナンスの充実も当社の企業価値・株主共同の利益の向上を支えるものであり、これらはまさに基本方針に沿うものです。また、本対応方針は、以下のように合理性が担保されており、上記基本方針に沿うとともに当社の企業価値・株主共同利益に合致するものであり、当社の役員の地位の維持を目的とするものではありません。

本対応方針は、株主意思確認総会において対抗措置を発動すべきでない旨の株主意思が示された場合、当社取締役会が不発動決議を速やかに行うものとしております。また、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役、及び社外有識者のいずれかに該当する者の中から選任される委員により構成される独立委員会が、株主意思確認総会の招集に先立つ独立委員会検討期間内において、当該大規模買付行為が当社企業価値を毀損し会社の利益ひいては株主共同の利益を害するおそれがないものと認め不発動勧告決議を行った場合には、当社取締役会は、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、同勧告決議に従い不発動決議を行うこととされています。このように、取締役の地位の維持等を目的とした恣意的な発動を防止するための仕組みを本対応方針は確保しております。

さらに、当社は、取締役の解任決議要件の普通決議からの加重も行っておりません。本対応方針は、大規模買付者が自己の指名する取締役を当社株主総会の普通決議により選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、廃止させることが可能です。従って、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は、期差任期制を採用していないため、本対応方針はスローハンド型（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針の定める適法性の要件及び合理性の要件を完全に充足しています。

#### (4) 研究開発活動

該当事項はありません。

#### (5) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

当社グループを取り巻く事業環境は、当初の想定より航空旅客数の減少幅が拡大したことや、消費者マインドの低迷等の影響を受けて、極めて厳しい状況で推移しておりますが、足元では景気持ち直しによる減収幅縮小の動きがみられております。

当社グループといたしましては、これらの状況を踏まえ、さらなる増収策の実施や一層の経費削減等の対応策により経営基盤の安定化に努めるとともに、今後の空港容量の拡大や一層の国際化の進展に対応するべく、東京国際空港(羽田)第2旅客ターミナルビル第2次計画や新国際線旅客ターミナルビルでの新たな事業展開等を確実に進めてまいります。また、グループ全体の継続的な企業価値の向上を図るため、今後とも戦略的かつ適切な投資の実行と管理や効率的なグループ経営体制の確立等を推進してまいります。

### 第3【設備の状況】

#### (1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

#### (2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	288,000,000
計	288,000,000

##### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成21年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成21年8月13日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	100,540,000	100,540,000	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
計	100,540,000	100,540,000	-	-

#### (2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

#### (4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成21年4月1日～ 平成21年6月30日	-	100,540	-	17,489	-	21,309

#### (5)【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成21年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成21年6月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 88,800	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式 100,431,600	1,004,316	-
単元未満株式	普通株式 19,600	-	-
発行済株式総数	100,540,000	-	-
総株主の議決権	-	1,004,316	-

【自己株式等】

平成21年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
日本空港ビルデング株式会社	東京都大田区羽田空港3-3-2 第1旅客ターミナルビル	88,800	-	88,800	0.08
計	-	88,800	-	88,800	0.08

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 4月	5月	6月
最高（円）	1,138	1,215	1,210
最低（円）	980	950	1,100

（注）最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

## 1【四半期連結財務諸表】

## (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	15,450	15,910
売掛金	4,617	5,456
有価証券	950	2,549
商品及び製品	3,939	3,895
原材料及び貯蔵品	106	70
繰延税金資産	1,109	1,093
その他	1,312	1,341
貸倒引当金	39	42
流動資産合計	27,446	30,274
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	241,390	240,994
減価償却累計額及び減損損失累計額	133,347	130,525
建物及び構築物(純額)	108,043	110,468
機械装置及び運搬具	10,580	10,587
減価償却累計額及び減損損失累計額	8,819	8,707
機械装置及び運搬具(純額)	1,760	1,879
土地	10,578	10,578
建設仮勘定	7,526	6,972
その他	20,553	20,497
減価償却累計額及び減損損失累計額	15,967	15,631
その他(純額)	4,585	4,865
有形固定資産合計	132,494	134,764
無形固定資産	660	616
投資その他の資産		
投資有価証券	7,692	8,847
繰延税金資産	8,387	8,406
その他	3,391	3,454
投資その他の資産合計	19,471	20,709
固定資産合計	152,626	156,090
資産合計	180,073	186,364

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	3,588	4,274
短期借入金	9,314	9,324
未払法人税等	350	2,009
賞与引当金	499	868
役員賞与引当金	36	170
その他	8,551	9,018
流動負債合計	22,340	25,665
固定負債		
長期借入金	25,881	26,290
退職給付引当金	4,700	4,897
役員退職慰労引当金	-	1,383
その他	6,652	5,570
固定負債合計	37,234	38,141
負債合計	59,574	63,807
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	17,489	17,489
資本剰余金	21,310	21,310
利益剰余金	80,072	80,611
自己株式	80	80
株主資本合計	118,791	119,330
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,031	974
繰延ヘッジ損益	1,253	24
評価・換算差額等合計	221	950
少数株主持分	1,928	2,276
純資産合計	120,498	122,557
負債純資産合計	180,073	186,364

(2)【四半期連結損益計算書】  
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
<b>営業収益</b>		
家賃収入	3,567	3,531
施設利用料収入	3,893	3,703
その他の収入	2,106	1,949
商品売上高	20,032	15,850
飲食売上高	3,776	3,241
<b>営業収益合計</b>	<b>33,376</b>	<b>28,276</b>
<b>売上原価</b>		
商品売上原価	14,639	11,586
飲食売上原価	1,945	1,762
<b>売上原価合計</b>	<b>16,585</b>	<b>13,349</b>
<b>営業総利益</b>	<b>16,791</b>	<b>14,927</b>
<b>販売費及び一般管理費</b>		
従業員給料	1,696	1,765
賞与引当金繰入額	553	479
役員賞与引当金繰入額	47	36
退職給付費用	197	215
役員退職慰労引当金繰入額	58	67
賃借料	1,962	1,858
業務委託費	1,924	1,889
減価償却費	3,544	3,364
その他の経費	4,986	4,959
<b>販売費及び一般管理費合計</b>	<b>14,970</b>	<b>14,634</b>
<b>営業利益</b>	<b>1,820</b>	<b>292</b>
<b>営業外収益</b>		
受取利息	3	8
受取配当金	121	54
持分法による投資利益	64	-
雑収入	249	250
<b>営業外収益合計</b>	<b>438</b>	<b>312</b>
<b>営業外費用</b>		
支払利息	194	182
持分法による投資損失	-	34
雑支出	39	93
<b>営業外費用合計</b>	<b>233</b>	<b>310</b>
<b>経常利益</b>	<b>2,025</b>	<b>294</b>
<b>税金等調整前四半期純利益</b>	<b>2,025</b>	<b>294</b>
法人税、住民税及び事業税	891	-
法人税等調整額	0	-
法人税等	-	214
<b>法人税等合計</b>	<b>891</b>	<b>214</b>
少数株主損失( )	0	34
<b>四半期純利益</b>	<b>1,134</b>	<b>114</b>

## (3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益	2,025	294
減価償却費	3,544	3,369
退職給付引当金の増減額(は減少)	16	197
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	18	1,383
賞与引当金の増減額(は減少)	327	368
役員賞与引当金の増減額(は減少)	148	133
受取利息及び受取配当金	124	62
支払利息	194	182
持分法による投資損益(は益)	64	34
投資有価証券売却損益(は益)	16	0
有形固定資産売却損益(は益)	9	0
有形固定資産除却損	8	5
売上債権の増減額(は増加)	229	839
たな卸資産の増減額(は増加)	228	80
その他の流動資産の増減額(は増加)	39	60
仕入債務の増減額(は減少)	299	686
その他の流動負債の増減額(は減少)	50	45
その他の固定負債の増減額(は減少)	68	864
その他	22	77
小計	4,884	2,707
利息及び配当金の受取額	123	62
利息の支払額	38	31
法人税等の支払額	2,382	1,887
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,586	851
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の預入による支出	6	6
有価証券の取得による支出	897	-
有価証券の売却による収入	1,199	1,898
投資有価証券の取得による支出	2	3
投資有価証券の売却による収入	416	0
子会社の自己株式の取得による支出	-	18
有形固定資産の取得による支出	2,404	1,707
有形固定資産の売却による収入	11	0
無形固定資産の取得による支出	20	98
長期前払費用の取得による支出	0	0
長期貸付けによる支出	1,332	2
長期貸付金の回収による収入	6	6
その他の支出	-	3
その他の収入	-	16
その他	3	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	3,033	80

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	654	418
親会社による配当金の支払額	803	652
少数株主への配当金の支払額	36	29
その他	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,494	1,100
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	0
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,941	167
現金及び現金同等物の期首残高	16,088	15,693
現金及び現金同等物の四半期末残高	14,146	15,525

## 【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
会計処理基準に関する事項の変更	<p>完成工事高及び完成工事原価の計上基準の変更</p> <p>請負工事に係る収益の計上基準については、従来、工事完成基準を適用しておりましたが、「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第15号 平成19年12月27日）及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日）を当第1四半期連結会計期間より適用し、当第1四半期連結会計期間に着手した工事契約から、当第1四半期連結会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。</p> <p>なお、これによる損益へ与える影響はありません。</p>

## 【簡便な会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
1. 一般債権の貸倒見積高の算定方法	当第1四半期連結会計期間末の貸倒実績率等が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を算定しております。
2. 棚卸資産の評価方法	<p>当第1四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、前連結会計年度末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定する方法によっております。</p> <p>また、棚卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法によっております。</p>
3. 固定資産の減価償却費の算定方法	固定資産の定率法に基づく減価償却費については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定しております。

## 【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
税金費用の計算	税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

## 【追加情報】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
(役員退職慰労引当金)	<p>当社及び連結子会社は、役員退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金支給内規に基づく要支給額を計上しておりましたが、各社の取締役会において、役員退職慰労金制度の廃止を決議し、平成21年6月開催の定時株主総会において、役員退職慰労金を打切り支給すること並びに各取締役及び監査役の退任時に支給することの承認を受けました。</p> <p>これに伴い、当第1四半期連結会計期間において、役員退職慰労引当金を全額取崩し、打切り支給に伴う未払額10億2千1百万円を固定負債の「その他」に含めて表示しております。</p>

【注記事項】

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
	1 法人税等調整額は法人税等を含めて表示しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
(平成20年6月30日現在)	(平成21年6月30日現在)
現金及び預金勘定 14,214百万円	現金及び預金勘定 15,450百万円
有価証券勘定 1,697百万円	有価証券勘定 950百万円
預入期間が3ヵ月を超える定期預金 567百万円	預入期間が3ヵ月を超える定期預金 624百万円
株式及び償還期限が3ヵ月を超える債券等 1,198百万円	株式及び償還期限が3ヵ月を超える債券等 250百万円
現金及び現金同等物 14,146百万円	現金及び現金同等物 15,525百万円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成21年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

- 発行済株式の種類及び総数  
普通株式 100,540千株
- 自己株式の種類及び株式数  
普通株式 88千株
- 新株予約権等に関する事項  
該当事項はありません。
- 配当に関する事項  
配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年6月26日 定時株主総会	普通株式	652	6.5	平成21年3月31日	平成21年6月29日	利益剰余金

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

	施設管理運 営業 (百万円)	物品販売業 (百万円)	飲食業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全 社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	9,488	20,112	3,776	33,376	-	33,376
(2) セグメント間の内部売上 高又は振替高	499	177	486	1,163	(1,163)	-
計	9,988	20,289	4,262	34,540	(1,163)	33,376
営業利益又は営業損失( )	668	2,034	4	2,697	(876)	1,820

当第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

	施設管理運 営業 (百万円)	物品販売業 (百万円)	飲食業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全 社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	9,118	15,916	3,241	28,276	-	28,276
(2) セグメント間の内部売上 高又は振替高	513	167	495	1,177	(1,177)	-
計	9,632	16,083	3,737	29,453	(1,177)	28,276
営業利益又は営業損失( )	371	1,081	207	1,246	(953)	292

(注) 事業区分の方法及び各区分に属する主な内容

当連結グループが営んでいる事業は、親会社が営む空港ターミナル施設管理運営業を中心に、当該事業に付帯する航空旅客に対する物品販売、飲食提供及び機内食製造販売等が主であります。事業区分については、親会社及び連結子会社の事業の類似性・関連性を勘案し、施設管理運営業、物品販売業、飲食業に区分しております。また、これら事業区分に属する主な事業は次のとおりであります。

- (1) 施設管理運営業 ... 空港ターミナル施設賃貸、駐車場、その他航空旅客に対するサービス等
- (2) 物品販売業 ... 空港ターミナル、その他における商品販売及びこれらに付帯する業務
- (3) 飲食業 ... 空港等レストラン、機内食製造販売及びこれらに付帯する業務

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)においては、本邦以外の国又は地域に属する連結子会社がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)においては、海外売上高がないため、該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

## 1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)		前連結会計年度末 (平成21年3月31日)	
1株当たり純資産額	1,180.38円	1株当たり純資産額	1,197.40円

## 2. 1株当たり四半期純利益金額等

前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)		当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	11.30円	1株当たり四半期純利益金額	1.14円
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(注) 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
四半期純利益(百万円)	1,134	114
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	1,134	114
期中平均株式数(千株)	100,451	100,451

(重要な後発事象)

当第1四半期連結会計期間  
(自平成21年4月1日  
至平成21年6月30日)

当社は、平成21年6月26日開催の第65回定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項に基づく自己株式の取得に係る事項について承認されたことを受け、公開買付けの方法による自己株式の取得を以下のとおり実施いたしました。

(1) 自己株式の取得に関する本定時株主総会での決議内容

取得対象株式の種類

普通株式

取得しうる株式の総数

22,000,000株(上限)

発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合21.9%(小数点以下第二位を四捨五入)

株式の取得価額の総額

22,000百万円(上限)

取得期間

平成21年6月26日から平成22年6月25日まで

(2) 自己株式の公開買付け

買付け等の期間

平成21年6月30日(火曜日)から平成21年7月28日(火曜日)まで(20営業日)

公開買付開始公告日

平成21年6月30日(火曜日)

買付け等の価格

1株につき金1,000円

決済の方法

買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

決済の開始日

平成21年8月3日(月曜日)

(3) 公開買付けの結果

応募株券等の数の合計が買付予定数(22,000,000株)を超えなかったため、応募株券等の全部(20,063,500株)の買付を行いました。

2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年8月12日

日本空港ビルデング株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 寺山 昌文 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大杉 秀雄 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 岡 研三 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本空港ビルデング株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本空港ビルデング株式会社及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年8月13日

日本空港ビルデング株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 岡 研三 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大杉 秀雄 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本空港ビルデング株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本空港ビルデング株式会社及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。